

別紙1

年次有給休暇の発生要件と付与日数

労働基準法において、労働者は、

- ① 雇入れの日から6か月継続して雇われている
- ② 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

1. 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2. 週所定労働時間が30時間未満で、かつ、

週所定労働日数が4日以下、または、年間の所定労働日数が216日以下の労働者の付与日数

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	付 与 日 数	継続勤務年数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	3日	4日	5日	6日	7日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日